

公安委員会 説明資料No. 1	「重大な犯罪を防止し対処するための協力強化に関する協定」に係る意図表明文書の署名等について	平成24年10月11日 国際課
----------------------------------	--	----------------------------------

米国政府が「9. 11委員会勧告実施法」の趣旨を踏まえ、我が国を含む米国の査証免除プログラム参加国に対し、新たな安全上の措置として締結を求めている「テロを含む重大な犯罪を防止し対処するための協力強化に関する協定」（以下「協定」という。）の今後の取組について、10月11日（米国時間）、米国ワシントンD.C.で、日米両政府の意図表明文書を署名し、我が国においては、この旨を公表する予定。

その概要は以下のとおり。

1 意図表明文書の主な内容

(1) 前文

- 米国の査証免除プログラムが、同プログラムの参加国に対し、協定の締結を要求していることに留意。
- 日米両国の査証免除プログラムを通じて渡航を円滑化する必要があるとともに、基本的権利及び自由、特にプライバシーを尊重しつつ、テロ等重大犯罪により効果的に対処するため両国政府間で相互の情報共有を促進する必要があることを認識し、これらの必要を満たすため協定の交渉を継続することを意図。

(2) 本文

- 日本政府は、米国の査証免除プログラムの下で日本国民の渡航を円滑化すること、及びテロ等重大犯罪により効果的に対処するため米国との間で相互の情報共有を促進することを意図し、プライバシーに関するものを含む国内法の基本原則を尊重しつつ、可及的速やかに、協定の締結及び実施のため必要な立法措置等を追求。
- 米国政府が2013年6月30日までに協定をまとめる必要を強調したことを踏まえ、日米両国政府は、両国の現行法制や日本政府の立法措置等追求の意図に留意し、また、必要な法律は日本の国会で承認される必要があることを指摘しつつ、可及的速やかに協定をまとめるため、自発的情報提供、情報の利用制限基準、情報の範囲及び自動照会等の重要な要素を含む協定の交渉を迅速に継続。
- 日米両国政府は、協定発効までの間、プライバシーに関するものを含むそれぞれの国内法に従って、両国の指紋識別システムに含まれる指紋情報等の相互利用を可能にし、要請に対し、必要に応じて別途定める取決めに従って、24時間体制で可及的速やかに対応。

2 意図表明文書の公表

10月12日（金曜日）、外務省において、別添により公表予定。

(※ 別添省略)

1 インターネット・ホットラインセンター（IHC）

警察庁では、平成18年6月より、インターネット上の違法情報や有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2 運用状況

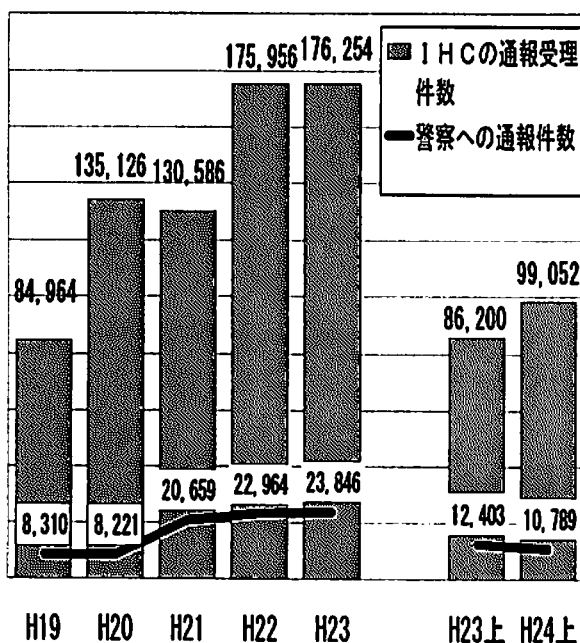
(1) 通報受理状況

- センターが受理した通報件数は99,052件（前年比+12,852件）、情報件数は101,715件（+11,278件）。
- 警察への通報件数は10,789件（-1,614件）。
- 違法情報は17,791件（-1,495件）、有害情報は4,613件（+1,560件）、その他の情報は79,311件（+11,213件）。

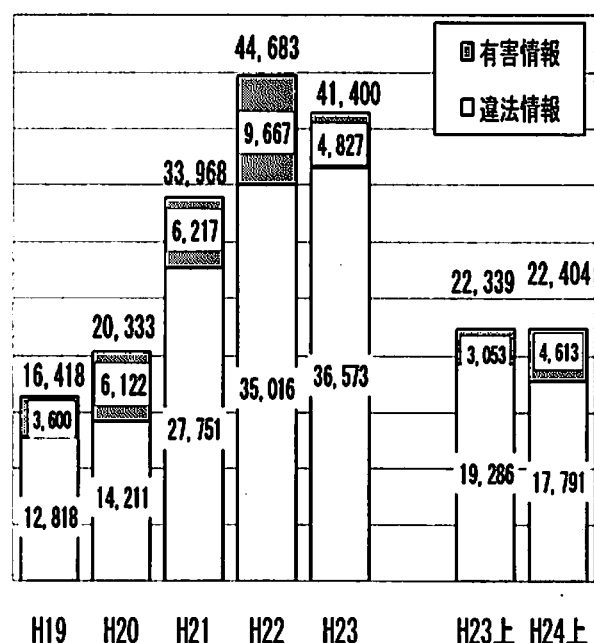
（注）上記違法情報は、わいせつ物公然陳列・規制薬物の広告等8類型（本年7月1日から不正アクセス関連2類型を追加し、10類型となっている。）、有害情報は、殺人など違法行為の請負等に関する情報・集団自殺を呼びかける情報等3類型の件数。

- 違法情報の減少理由は、規制薬物の広告情報が大きく減少したため、有害情報の増加理由は、自殺関連情報が急増したためである。

IHCの通報受理件数・警察への通報件数

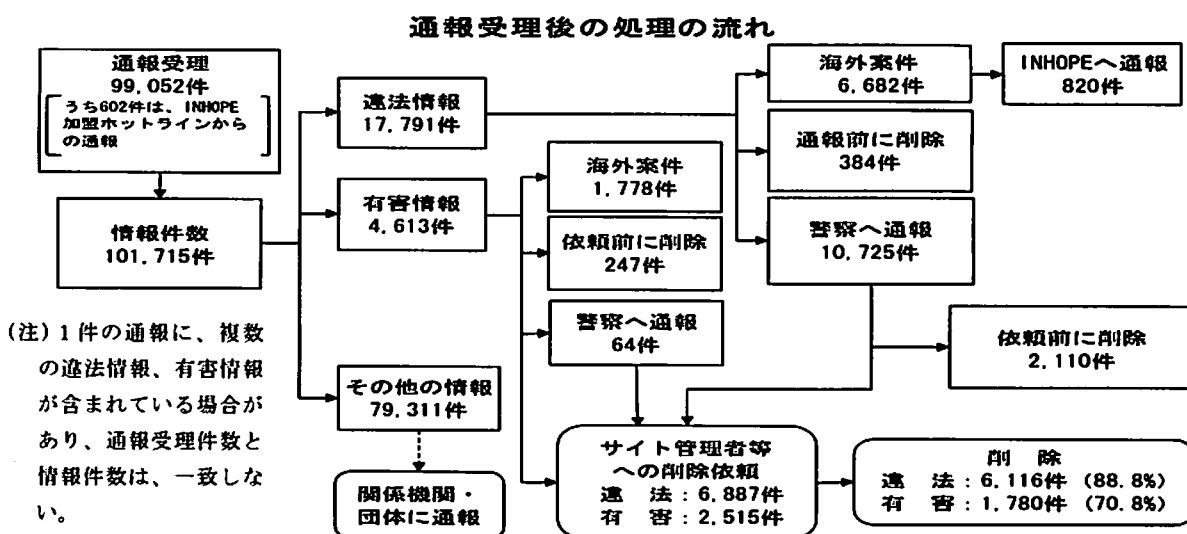


違法情報・有害情報該当件数



(2) 通報処理状況

- センターからサイト管理者等への削除依頼については、依頼した違法情報6,887件のうち6,116件（88.8%、前年比+30.9P）が削除、依頼した有害情報2,515件のうち1,780件（70.8%、+26.8P）が削除。
- 違法情報・有害情報の削除率が向上した要因は、これまで削除依頼にほとんど応じていなかった特定のサイト管理者の削除率が向上したことによるもの。



(注) INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2012年4月末時点で42団体（37の国・地域）が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

特定のサイト管理者の削除状況・削除率

違法情報	削除依頼	削除	削除率
平成24年上	311件（前年比-2,811件）	138件（前年比+42件）	44.4%（前年比+41.3P）
有害情報	削除依頼	削除	削除率
平成24年上	470件（前年比+209件）	52件（前年比+52件）	11.1%（前年比+11.1P）

3 今後の取組

(1) インターネット上の環境浄化の推進強化

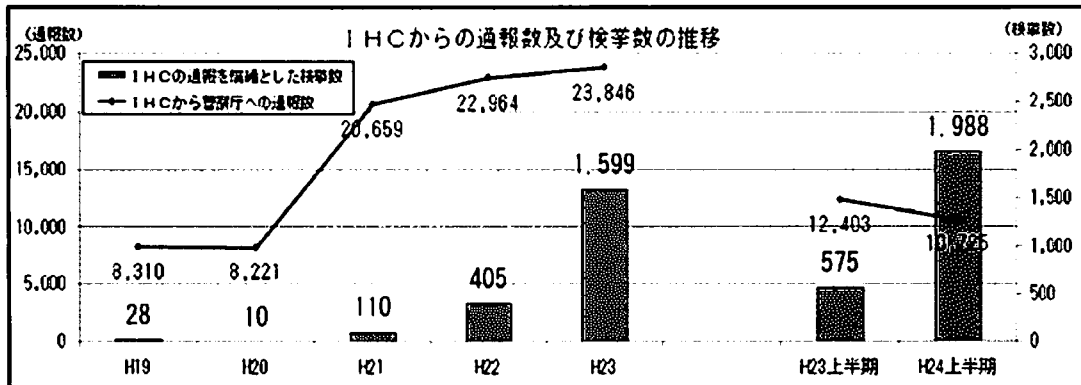
通報受理した違法・有害情報等について、本年度の総合セキュリティ対策会議における匿名サイト等に関する取組の検討状況等を踏まえ、情報をより一層有効活用できるように検討し、インターネット上の環境浄化の推進強化を図る。

(2) 行政事業レビューの結果を踏まえた対応等

センターのシステム改善等による効率的なセンター業務の推進を図るとともに、行政事業レビューの結果を踏まえ、本年度の総合セキュリティ対策会議等において、今後の対応を検討する。

1 検挙状況等

- 平成24年上半期におけるインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）から警察庁への違法情報の通報数は、10,725件（前年同期比-1,678件）と減少。
- 平成24年上半期の違法情報を端緒とした検挙数は、1,988件（前年同期比+1,413件）と大幅に増加（別紙1「検挙事例」参照）。



○ 分類別状況

分類	わいせつ	児童ポルノ	出会い系	売春	薬物	口座	携帯	計
通報数 (昨年同期対比)	6,961 (+775)	457 (-598)	416 (-40)	0 (-2)	1,918 (-2,026)	785 (+284)	188 (-71)	10,725 (-1,678)
検挙数 (昨年同期対比)	1,756 (+1,278)	73 (+69)	35 (+11)	0 (±0)	75 (+19)	41 (+28)	8 (+8)	1,988 (+1,413)

- 検挙被疑者の主な傾向（別紙2「調査結果」参照）
 - ・ 初犯者が全体の約81.2%
 - ・ 犯行動機は、遊び・好奇心によるものが約33.3%、性的欲求によるものが約31.2%
 - ・ インターネットの匿名性で「捕まらないだろう。」と思っていた者が有効回答の約73.9%

2 「全国協働捜査方式」の運用効果

(1) 検挙数の大幅な増加

平成22年10月1日から試行し、平成23年7月1日から本格実施した「全国協働捜査方式」の運用により、捜査の効率化・迅速化が促進されるとともに捜査責任の明確化が図られ、違法情報を端緒にした検挙数が大幅に増加した。

(2) IHCから警察庁への通報数の減少

IHCから警察庁への違法情報の半期毎の通報数は、前年同期と比較して13.5%減少した。また、平成21年下半期以降1万件を超えて推移している中、平成24年上半期は最小値となった。

3 今後の方針

取締り結果に関する積極的かつ効果的な広報啓発活動及び違法・有害情報の排除対策を推進するとともに、「全国協働捜査方式」による違法・有害情報の取締りを継続して推進し、サイバー空間の環境浄化を図る。

(※ 別紙省略)

公安委員会 説明資料No. 4	遠隔操作の疑いのあるネット利用 業務妨害事件等について (大阪府警察・三重県警察・警視庁)	平成24年10月11日 捜査第一課 情報技術犯罪対策課
--------------------	---	-----------------------------------

1 大阪府警察

(1) 事案の概要

平成24年7月29日、大阪市役所が開設したサイトにアクセスし、「8月5日にヲタロードで大量殺人する」等と殺害予告メールを送信した容疑で、大阪府吹田市在住の男性(43歳)を逮捕した。

(2) 捜査経過

8月26日 威力業務妨害で通常逮捕

9月14日 偽計業務妨害で起訴

9月21日 釈放

※ パソコン内に遠隔操作を可能とするウイルスを確認

2 三重県警察

(1) 事案の概要

平成24年9月10日、「2ちゃんねる」の掲示板に「伊勢神宮に放火する。参拝客を無差別に刺す」等と放火・殺害予告の書き込みをした容疑で、三重県津市在住の男性(28歳)を逮捕した。

(2) 捜査経過

9月14日 威力業務妨害で通常逮捕

9月21日 釈放

※ パソコン内に遠隔操作を可能とするウイルスを確認

3 警視庁

(1) 事案の概要

ア 平成24年8月27日、幼稚園の開設したサイトにアクセスし、「園児を襲撃する」等と殺害予告メールを送信した容疑で、福岡市在住の男性(28歳)を逮捕し

イ 同年8月27日、民間会社の開設したサイトにアクセスし、「子供を殺す」等と殺害予告メールを送信した容疑で、同人を再逮捕した。

(2) 捜査経過

9月1日 上記アの威力業務妨害で通常逮捕

9月21日 上記イの脅迫で再逮捕

9月27日 釈放

※ パソコンについては、現在解析中

4 警察庁の対応

(1) 各都道府県警察に対し、インターネット等を利用した犯罪予告等の捜査に当たっての注意喚起

(2) ウイルス対策ソフト開発事業者への情報提供